

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	松野町

松野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 愛媛県 松野町役場 農林振興課
所在地 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343
電話番号 0895-42-1114
FAX番号 0895-42-1119
メールアドレス m-nourin@town.matsuno.ehime.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・ハクビシ・アナグマ・ノウサギ・カラス類 ・カワ・ヒヨドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	松野町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	水稲(コシカリ)	0.91ha	165千円
	果樹(クリ・ユズ・モモ)	0.35ha	176千円
	野菜(スイカ・ダイコン・カブ・チャ等)	0.06ha	102千円
	芋類(サトイモ・サツマイモ・ジャガイモ)	0.04ha	72千円
ニホンジカ	水稲(コシカリ)	0.28ha	178千円
	豆類(大豆)	0.01ha	8千円
	果樹(ユズ・ウメ)	0.44ha	385千円
	野菜(葉菜類全般)	0.03ha	79千円
	飼料(ミノルゴ)	0.03ha	10千円
ニホンザル	水稲(コシカリ)	0.12ha	18千円
	豆類(大豆)	0.01ha	23千円
	果樹(モモ・クリ・ユズ)	0.25ha	420千円
	野菜(キュウリ・トマト・スイカ等)	0.14ha	419千円
	芋類(サツマイモ・ジャガイモ)	0.01ha	16千円
タヌキ ハクビシ アナグマ ノウサギ	水稲(コシカリ)	0.04ha	17千円
	果樹(モモ・クリ・ユズ)	0.07ha	114千円
	野菜(キュウリ・トマト・スイカ等)	0.14ha	97千円
カラス類	果樹(モモ)	0.16ha	530千円
	野菜(キュウリ・トマト・スイカ等)	0.01ha	46千円
カワ	稚魚(アユ、ウナギ、アマゴ)	広見川・ 目黒川流域	90千円
ヒヨドリ	果樹(モモ)	0.02ha	60千円

(2) 被害の傾向

①イノシシ

町内のほぼ全域に生息しており、水稲を中心に被害が発生している。近年は、果樹(モモ)の被害も確認されており、果実とともに枝折りによる樹体への影響も懸念されている。捕獲数は直近3年平均で約310頭となっており、

過去 15 年平均の約 220 頭を大きく上回っている。しかしながら、目撃・被害情報は多く寄せられており、生息数は増えていると思われる。被害は、野菜の収穫期に被害が集中するが、特に水稲の収穫時期（8 月）における食害及び踏み倒しの被害が目立つ。

②ニホンヅカ

町内のほぼ全域に生息しており、水稲・果樹を中心に被害が発生している。特に、田植直後の水稲や新植直後の果樹に対する被害が多く、生産意欲の低下に繋がっている。捕獲数は直近 3 年平均で約 510 頭となっており、過去 15 年平均の約 550 頭を下回っている。被害情報は、侵入防止柵の設置が進み近年減っているものの、目撃情報は多く集まっており生息数は増えていると思われる。

また、農作物以外に森林被害も多く発生しており、令和 4 年度は 20.88ha となっている。

③ニホンザル

主に延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒・吉野・蕨生・奥野川地区に生息しており、捕獲の困難さから捕獲頭数が増加しておらず、生息数は増加傾向にある。果樹・野菜の収穫期において被害が集中し、特に果樹については被害が甚大で、農家の生産意欲を削ぐ大きな要因となっている。

④タヌキ・ハクビシ・アゲマ・ノサギ

町内のほぼ全域に生息しており、水稲・果樹・野菜を中心に被害が発生している。近年の被害は増加傾向にあり、目撃情報も年間を通して寄せられており、今後の更なる被害拡大が懸念される。

⑤カラス類

町内のほぼ全域において、主に果樹園を中心に収穫期の食害が多く発生している。一斉駆除や収穫期には爆音機による追い払い等の対策を講じているが、効果は一時的なもので被害は高止まりの傾向にあり今後も対策が必要である。

⑥カワ

近年、広見川や目黒川等の河川において、主に漁協関係者からの目撃情報が多く寄せられている。鮎やうなぎの稚魚放流時には、多くのカワが目撃され、すぐに魚影がなくなることもある。また、川ガニ漁で使われるカゴの中の餌（魚）を食べられることもあり、川ガニ漁にも影響が出ている。

⑦ヒヨドリ

町内全域に生息しており、果樹（りんご）を中心に被害が発生している。令和

5年度には、新たに果樹（柿）の被害も報告された。特に収穫期の食害が多く、一部では防鳥ネットによる対策をおこなっているが、被害は増加傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イシシ	1.36ha	515千円	1.22ha	463千円
ニホンヅカ	0.79ha	660千円	0.71ha	594千円
ニホンザル	0.53ha	896千円	0.47ha	806千円
タヌキ ハクビシ アゲマ ノウサギ	0.25ha	228千円	0.22ha	205千円
カラス類	0.17ha	576千円	0.15ha	518千円
カワウ	広見川・ 目黒川流域	90千円	広見川・ 目黒川流域	81千円
ヒヨドリ	0.02ha	60千円	0.01ha	54千円
合計	3.12ha	3,025千円	2.78ha	2,721千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>有害鳥獣捕獲隊及びNPO法人森の息吹との連携により捕獲を実施している。</p> <p>捕獲個体は殺処分しているが、ニホンヅカについては、NPO法人森の息吹においてジビエとしての有効利用に努めている。</p> <p>有害鳥獣による農作物被害は依然として多く発生しており、生息数を低下させる必要があるほど強い害性があるため、予察捕獲を実施している。</p> <p>捕獲実績等 県補助金 ・有害鳥獣総合捕獲事業 (令和3年度) 総事業費 8,042千円</p>	<p>捕獲従事者の高齢化、担い手不足により、今後の捕獲活動に支障が生じると予測される。捕獲従事者の担い手・後継者育成が喫緊の課題である。</p> <p>有害鳥獣による農作物被害は、生産意欲の低下、耕作放棄にも繋がるため、被害防止のための予察捕獲が引き続き必要である。</p> <p>また、有害鳥獣にとって行政区域は関係ないため、近隣市町と連携した捕獲対策が必要である。</p>

イシ	253 頭	
ニホンヅカ	522 頭	
ニホンザル	14 頭	
カラス類	12 羽	
(令和4年度)		
総事業費	8,318 千円	
イシ	356 頭	
ニホンヅカ	451 頭	
ニホンザル	12 頭	
カラス類	8 羽	
(令和5年度見込み)		
総事業費	7,750 千円	
イシ	250 頭	
ニホンヅカ	495 頭	
ニホンザル	15 頭	
・ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業		
(令和3年度)		
総事業費	6,031 千円	
イシ	成獣	244 頭
イシ	幼獣	9 頭
ニホンヅカ	成獣(食)	292 頭
ニホンヅカ	成獣	224 頭
ニホンヅカ	幼獣	6 頭
ニホンザル	成獣	14 頭
ニホンザル	幼獣	0 頭
(令和4年度)		
総事業費	5,906 千円	
イシ	成獣	309 頭
イシ	幼獣	34 頭
ニホンヅカ	成獣(食)	241 頭
ニホンヅカ	成獣	175 頭
ニホンヅカ	幼獣	6 頭
ニホンザル	成獣	12 頭
ニホンザル	幼獣	0 頭
タヌキ		125 匹
ハクビシ		31 匹
アゲマ		42 匹
ノウサギ		13 羽
カラス類		7 羽
カウ		1 羽
(令和5年度見込み)		
総事業費	5,174 千円	
イシ	成獣	300 頭

イノシシ	幼獣	10 頭
ニホンゾウカ	成獣（食）	195 頭
ニホンゾウカ	成獣	140 頭
ニホンゾウカ	幼獣	5 頭
ニホンザル	成獣	12 頭
ニホンザル	幼獣	2 頭
タヌキ		99 匹
ハクビシ		45 匹
アゲマ		70 匹
ノウサギ		10 羽
カラス類		8 羽
カワウ		2 羽

・シカ特別対策等事業（シカ緊急捕獲対策）

（令和5年度見込み）

総事業費 1,185 千円

ニホンゾウカ 成獣（食） 85 頭

ニホンゾウカ 成獣 60 頭

・有害鳥獣捕獲隊等育成事業
 猟友会費、ハンター保険への
 助成

（令和3年度）

1 捕獲隊 補助額 214 千円

（令和4年度）

1 捕獲隊 補助額 214 千円

（令和5年度）

1 捕獲隊 補助額 190 千円

町補助金

・松野町有害鳥獣捕獲報償費

（令和3年度）

総事業費 8,696 千円

イノシシ 257 頭

ニホンゾウカ 546 頭

ニホンザル 17 頭

タヌキ 86 頭

ハクビシ 36 頭

アゲマ 31 頭

カラス類 13 羽

ノウサギ 7 羽

カワウ 0 羽

	<p>(令和4年度)</p> <p>総事業費 9,269 千円</p> <p>イノシシ 367 頭</p> <p>ニホンゾウカ 484 頭</p> <p>ニホンザル 14 頭</p> <p>タヌキ 144 頭</p> <p>ハクビシ 35 頭</p> <p>アゲマ 48 頭</p> <p>カラス類 9 羽</p> <p>ノウサギ 15 羽</p> <p>カワウ 1 羽</p> <p>(令和5年度見込み)</p> <p>総事業費 9,008 千円</p> <p>イノシシ 278 頭</p> <p>ニホンゾウカ 545 頭</p> <p>ニホンザル 17 頭</p> <p>タヌキ 92 頭</p> <p>ハクビシ 43 頭</p> <p>アゲマ 72 頭</p> <p>カラス類 8 羽</p> <p>ノウサギ 16 羽</p> <p>カワウ 0 羽</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>町内のほぼ全域において、補助事業を活用し、金網柵等を導入してきた。</p> <p>果樹を中心に、ニホンザルやカラス類による食害が多く発生している中、ニホンザルについては、住民によるロケット花火の追払い、カラス類については、珉の収穫時期に合わせて、猟友会による一斉駆除を実施している。</p> <p>事業実績</p> <p>県補助金</p> <p>・鳥獣害防止施設整備事業 (令和3年度)</p> <p>総事業費 627 千円</p> <p>導入資材 ワイヤメッシュ柵</p> <p>対象獣種 イノシシ・ニホンゾウカ</p> <p>設置延長 513m</p> <p>受益者 2 戸(認定農業者)</p> <p>(令和4年度)</p> <p>総事業費 1,968 千円</p>	<p>侵入防止柵の設置は着実に進んでいるが、設置できていない農地において被害が集中している。そのため、引き続き侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域全体での設置も検討する必要がある。</p> <p>追払いについては、個人での対応が中心となっているが、個人活動での集落からの追払いには限界があるため、猟友会と連携した活動も必要となっている。</p> <p>加害獣種が多様化する中、侵入防止柵も複数獣種に対応できる資材とする必要がある。</p>

	<p>導入資材 ワイヤメッシュ柵 対象獣種 イノシ・コホンヅカ 設置延長 929m 受益者 3戸(認定農業者等) (令和5年度) 実績なし</p> <p>町補助金 ・侵入防止資材設置補助金 (令和3年度) 総事業費 1,778千円 補助金 525千円 導入資材 ワイヤメッシュ柵等 対象獣種 イノシ・コホンヅカ・カラス類 設置延長 940m 受益者 9戸 (令和4年度) 総事業費 863千円 補助金 278千円 導入資材 ワイヤメッシュ柵等 対象獣種 イノシ・コホンヅカ・カラス類 設置延長 531m 受益者 6戸 (令和5年度見込み) 総事業費 697千円 補助金 214千円 導入資材 ワイヤメッシュ柵等 対象獣種 イノシ・コホンヅカ・カラス類 設置延長 174m 受益者 3戸</p>	
<p>生息環境管理 その他 の取組</p>	<p>耕作放棄地の近隣での農作物被害相談が多いため、農地の適切な管理を指導している。</p>	<p>耕作放棄地の中でも、所有者が町内に居ない農地が問題となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

これまで金網柵等により物理的に侵入を防ぐ対策、猟友会員による有害鳥獣捕獲、集落内のエサ場をなくすための環境整備の3対策を実施してきた。これらの対策により、被害拡大は防げているものの、被害が大幅に低減するまでには至っていない。

中山間地域という地理的特性、また町土の84%が森林という条件の中、町内全地区において有害鳥獣による農作物の被害が確認されている。高齢化が進行する本町において、有害鳥獣による農作物被害は、生産意欲の低下に繋がり、基幹産業の担い手・後継者不足にも発展する大きな問題であ

ると捉えている。

基幹産業の維持・発展のため、被害防止対策としてこれまでも実施してきた防護・捕獲・環境整備の連携をさらに深め、一体的におこなうことで効果的な被害防止に努める。

防護については、侵入防止柵等の必要性の周知に努めるとともに、資材購入に対して補助をおこなう。また、設置にあたっては、効果的な設置方法や適切な管理方法の指導に努める。

捕獲については、まずは捕獲従事者となる担い手・後継者の育成に努める。そのためには、既存の有害鳥獣捕獲隊等育成事業による支援をおこなうとともに、新規捕獲従事者確保に向けた事業を展開する。また、捕獲については、防護柵と合わせて実施するとともに、被害情報に基づき実施することで捕獲圧を高める。また、捕獲した個体についてはジビエとしての活用を引き続き推進する。

環境整備については、地元農家、NPO法人森の息吹、猟友会、県等と連携し、集落見回り活動等を通じてその必要性を確認するとともに、実践に向けた指導・支援をおこなう。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

予察捕獲計画に基づき、有害鳥獣捕獲隊及びNPO法人森の息吹が、鳥獣被害相談を受けて、有害鳥獣の捕獲を実施する体制を整備している。今後はさらに上記団体との連携により捕獲を実施するとともに、近隣市町との情報共有を図ることで、実効的な捕獲体制を構築する。

また、ライフル銃を所持する実施隊員については、ライフル銃による対象鳥獣（イソシ、ニホンヅカ）の捕獲を推進する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	イソシ ニホンヅカ ニホンザル タヌキ ハクビシ アナガマ ノウサギ カラス類 カウ ヒヨドリ	捕獲従事者確保のため、住民（特に農業者を中心に）に狩猟免許取得を促すとともに、補助事業を活用することで取得費用負担の軽減を図る。 また、捕獲機材については既存の機材をさらに効果的かつ効率的に活用する。住民からの被害情報に基づき、有害鳥獣捕獲隊及びNPO法人森の息吹が連携して設置し、予察捕獲についても引き続き実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画の捕獲目標（年間33,000頭）、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画の捕獲目標（年間11,000頭）、第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画を踏まえ、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準にして、捕獲数、被害状況を考慮して設定する。 令和4年度の捕獲実績は、イノシシ367頭、ニホンジカ484頭、ニホンザル14頭、タヌキ144頭、ハクビシ35頭、アゲマ48頭、ノウサギ15羽、カラス類9羽、カウ1羽となっており、近年被害が発生しているヒヨドリとともに捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ	390	390	390
ニホンジカ	550	550	550
ニホンザル	25	25	25
タヌキ	170	170	170
ハクビシ	60	60	60
アゲマ	65	65	65
ノウサギ	25	25	25
カラス類	20	20	20
カウ	10	10	10
ヒヨドリ	20	20	20

捕獲等の取組内容
捕獲については、引き続き町内全域において、安全に配慮した上で、銃器・わなを用いて予察捕獲を実施する。捕獲実施予定時期は、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては年間を通して、タヌキ・ハクビシ・アゲマ・ノウサギ・カラス類・カウ・ヒヨドリについては、狩猟を除く期間とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ及びニホンジカにおいては、町内全域に生息しており農作物の被害も通年発生している。そのため、それらをより効果的に駆除を行うための有効な手段として、ライフル銃による捕獲を年間通じて町内全域で実施する。 また、ライフル銃を使用するときは、危害防止のため、バック・ストップを確実に確保する等、弾丸が必要以上に遠方まで飛ばないようにする等、取扱いには十分注意する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	金網柵・電気柵等 2,500m	金網柵・電気柵等 2,500m	金網柵・電気柵等 2,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	侵入防止柵の維持 管理に係る指導	侵入防止柵の維持 管理に係る指導	侵入防止柵の維持 管理に係る指導
ニホンザル カラス類	猟友会と連携した 住民への追払い指 導及び猟友会によ る一斉駆除の実施	猟友会と連携した 住民への追払い指 導及び猟友会によ る一斉駆除の実施	猟友会と連携した 住民への追払い指 導及び猟友会によ る一斉駆除の実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度 ～ 8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ ハクビシ アナグマ ノウサギ カラス類 カウ ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none">・ 地元農家、NPO法人森の息吹、猟友会、県等と連携した集落見回り活動の実施・ 中山間直接支払制度と連携した耕作放棄地対策の実施・ 被害防止に関する知識の普及啓発

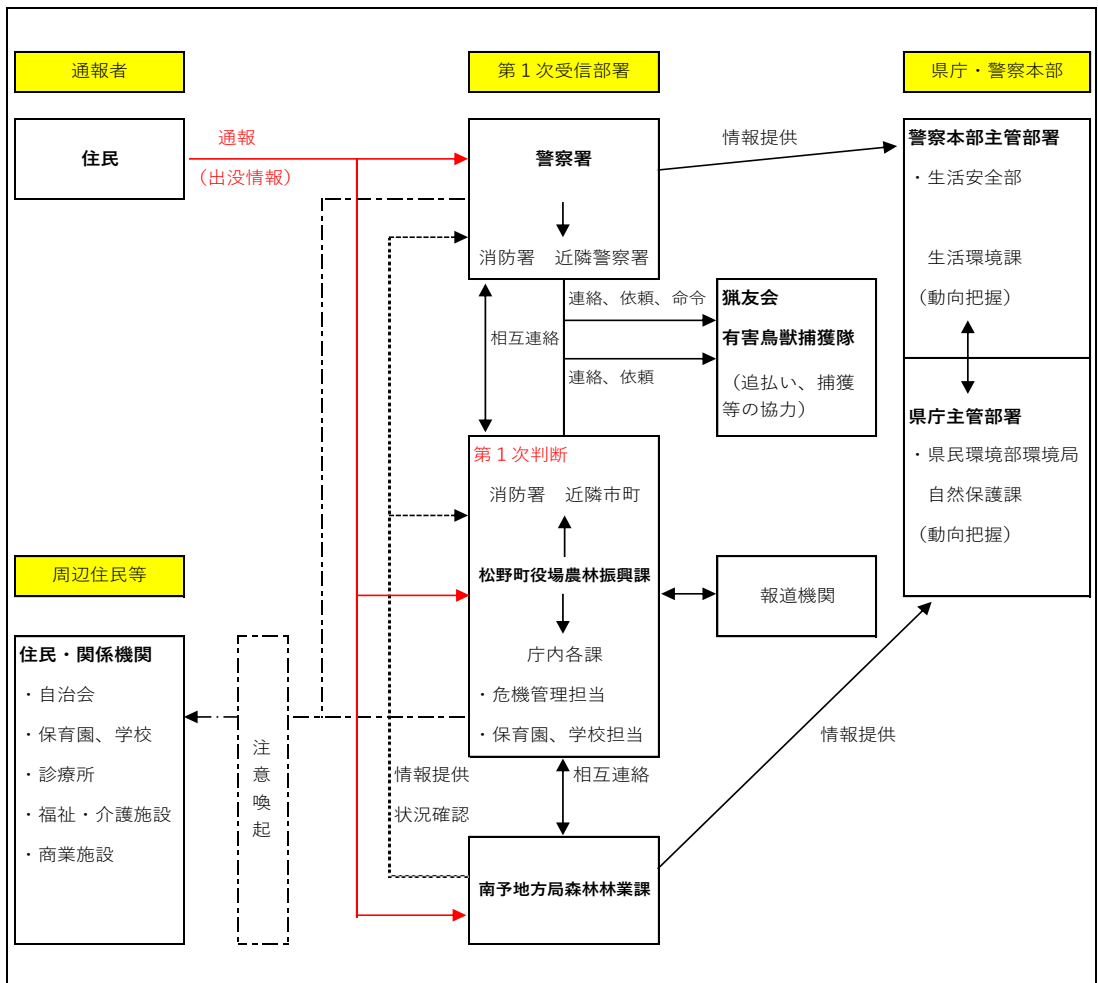
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松野町役場 農林振興課	平常時：周辺住民への周知、関係機関との情報交換 緊急時：地域住民に一番身近な自治体としての対応 ①宇和島警察署へ連絡するとともに、引き続き情報提供（出没場所によっては近隣市町へも情報提供） ②周辺住民、学校、施設等への周知（町内放送等） ③猟友会や有害鳥獣捕獲隊に出動を依頼し、協力して追払い又は有害鳥獣捕獲を行う ④捕獲が必要な場合の有害鳥獣捕獲許可手続き
松野猟友会・目黒猟友会	平常時：関係機関との情報交換 緊急時：追払い、有害鳥獣捕獲への協力 ①町から依頼を受け、被害防止のための追払い又は有害鳥獣の捕獲を行う
宇和島警察署	平常時：関係機関との情報交換 緊急時：地域住民の安全確保、事故防止指導 ①町に連絡するとともに、情報収集を継続 ②出没地域の現地確認。周辺住民等への周知及び注意喚起（スピーカー等） ③必要に応じて近隣警察署へ連絡 ・出没地域及びその周辺地域の警戒体制を強化し、不測の事態に備える ・状況によっては、安全確保のため警察官職務執行法第4条第1項の適用による避難等の措置
愛媛県自然保護課	平常時：関係機関との情報交換 緊急時：市町への支援（対応体制の整備） ①南予地方局、警察本部と情報共有し、事案の動向を把握 ②県地方機関から相談があった場合の法的助言 ③対応、被害状況等のとりまとめ、関係機関との情報共有、必要に応じ市街地対策の改善を図る
南予地方局 森林林業課	平常時：関係機関との情報交換

	<p>緊急時：市町への支援（現場対応）</p> <p>①目撃者からの通報を受けた場合は、町に連絡し、必要に応じて宇和島警察署、愛媛県自然保護課に連絡</p> <p>②町から要請を受けた場合は、可能な限り追払い等の現場対応を行う</p> <p>③現場における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に係る法的助言・指導</p>
--	--

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

獣肉処理加工施設において、捕獲したニホンジカの解体処理・加工・販売をおこなっており、その残渣及びニホンジカ以外の個体については、産業廃棄物処理等、適切な処理をおこなっている。

ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

NPO法人森の息吹では、安全・安心なジビエ流通のために、徹底した衛生管理のもと処理加工に努めている。令和4年度には、電解次亜水生成機を導入し、さらなる衛生管理に努めるとともに、ジビエトレーサビリティシステムを導入することにより、効率的な在庫管理及びQRコードによる商品情報の開示に努めている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

<p>食品</p>	<p>ニホンヅカについて、松野町獣肉処理加工施設の指定管理者であるNPO法人森の息吹が、解体処理・加工をおこない、「まつのジビエ」として販売をしている。</p> <p>業務用が主であるが、令和3年5月には家庭用鹿肉ブランド「まつのジビエ for Kitchen」を立ち上げ、施設内に直売所を設置。自社のSNSやHPからも販売をしている。</p> <p>今後も猟友会と連携し、ジビエ利用できる個体の受入れに努める。</p> <p>【ニホンヅカ加工処理頭数の実績及び目標】</p> <table border="1" data-bbox="612 1070 1378 1160"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>326</td> <td>310</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3～R4は実績</p>	R3	R4	R5	R6	R7	R8	326	310	330	330	330	330
R3	R4	R5	R6	R7	R8								
326	310	330	330	330	330								
<p>ペットフード</p>	<p>令和4年2月にヒューマングレードペット用ブランド「まつのジビエ FOR DOGS」を立ち上げた。</p> <p>品質に何ら問題はないが、サイズ等の理由で流通させにくいものを、ペット用商品にして販売をおこなっている。今後もさまざまな部位で新商品を随時開発し、資源のさらなる有効活用に取り組む。</p> <p>ペットフード処理加工施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。</p>												
<p>皮革</p>	<p>受注生産で皮革を販売している。</p> <p>今後も受注があれば対応する。</p>												
<p>その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学研究等)</p>	<p>油脂については、「まつのジビエ for kitchen」の一部商品で使用している。</p> <p>骨については、ドライと生の状態のそれぞれでペット用や業務用として販売している。</p> <p>角については、加工しペット用商品として販売している。</p> <p>学術研究として岡山理科大学獣医学部に血液を提</p>												

	出しており、大学側が疫学研究と培養細胞の研究を行っている。
--	-------------------------------

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松野町鳥獣被害防止対策推進協議会
構成機関の名称	役割
松野町役場 農林振興課	事務局担当：協議会に関する連絡・調整
松野猟友会・目黒猟友会	有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施、狩猟免許取得の奨励
NPO法人森の息吹	捕獲個体のジビエ利用、廃棄処理、有害鳥獣に関する情報提供、捕獲の実施
JAえひめ南鬼北営農センター	地域巡回、被害等の情報提供
鬼北地域農業支援センター	地域巡回、被害等の情報提供
南予森林組合	地域巡回、被害等の情報提供
株式会社 松野町農林公社	地域巡回、被害等の情報提供、捕獲の実施
予土地域鳥獣害防止広域対策協議会	情報提供、協議会との連携
住民代表（5集落代表者）	被害等の情報提供

協議会の名称	予土地域鳥獣被害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役割
松野町役場 農林振興課	事務局担当：協議会に関する連絡・調整
四万十市 産業建設課	事務局担当：協議会に関する連絡・調整
JAえひめ南鬼北営農センター	地域巡回、被害等の情報提供
JA高知県	地域巡回、被害等の情報提供
南予森林組合	地域巡回、被害等の情報提供
西土佐村森林組合	地域巡回、被害等の情報提供

松野猟友会・目黒猟友会 猟友会江川崎支部・大宮支部	地域巡回、被害等の情報提供、捕獲の実施
地元農家代表	被害等の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中国四国農政局	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導
国立大学法人 愛媛大学	鳥獣被害防止施策に関する指導・助言
岡山理科大学 獣医学部	学術研究
愛媛県 農産園芸課 自然保護課 南予地方局 農業振興課 森林林業課	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導
松野町農業委員会	地域巡回・被害等の情報提供
広見川漁業協同組合 目黒川を守る協議会	地域巡回・被害等の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>松野町鳥獣被害対策実施隊（平成 25 年 10 月 3 日設置） 民間隊員（猟友会員：47 名）で構成し、有害鳥獣捕獲、防護柵及び緩衝帯設置等を支援する。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>対象鳥獣の捕獲等に関して、南予地域鳥獣被害防止対策協議会や予土地域鳥獣害防止広域対策協議会等と連携を図っていく。</p>
